

社会福祉法人しらさぎ福祉会 第3期中長期事業計画

(期間： 令和6年4月1日～令和9年3月31日)

《経営ビジョン》

家族と暮らしているようなアットホームな施設としての誇りを持ち、地域社会に貢献し続けるための組織体制と経営基盤を築く。

《基本理念》

誠心誠意を尽くし その人らしさを尊重し 貢献心を強くもつ

1 サービス品質

- 1) 経営理念・方針の周知
- 2) 外部評価の実施
- 3) 業務手順の標準化
- 4) コンプライアンス

2 人材

- 1) 人材確保
- 2) 人材育成
- 3) 経営マインドの育成
- 4) 組織活動
- 5) 権利擁護

3 財務基盤

- 1) 事業収入の拡大
- 2) 積立金の計上
- 3) 財務分析

4 制度及び行政の動向

- 1) 介護報酬の改定
- 2) 行政からの受託事業検討

5 地域との関係

- 1) 地域連携
- 2) 地域特性の把握
- 3) 新しい取り組みの開拓

4) SDGs (誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会) の実現

※達成可能な持続可能な開発目標 (SDGs)

目標3【保健】すべての人に保健と福祉を

目標4【教育】質の高い教育をみんなに

目標8【経済成長と雇用】働きがいも経済成長も

目標11【持続可能な都市】住み続けられるまちづくりを

6 マーケット

1) 地域ニーズへの対応

2) 競合状況等

7 設備・備品管理

1) 本館及び新館外壁のひび割れ補修工事

2) 案内看板の更新工事

3) 本館ベランダ修繕工事

4) 防犯カメラ設置

5) 新館下駐車場天板及びユニット棟ベランダ軒天板の剥がれ落ち部分修理

6) 新館屋根塗装工事

7) 非常用自家発電設備の更新工事

8) 耐震補強工事

8 防災・感染症対策

1) 事業継続計画の整備及び周知

2) 情報伝達のデジタル化

3) 災害や感染拡大への対応力強化

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人 しらさぎ福祉会

《経営ビジョン》

家族と暮らしているようなアットホームな施設としての誇りを持ち、地域社会に貢献し続けるための組織体制と経営基盤を築く。

《基本理念》

誠心誠意を尽くし その人らしさを尊重し 貢献心を強くもつ

《基本方針》

わたしたちは、懇切丁寧に接し、安全で安心、安楽な生活環境をつくります。

わたしたちは、尊厳を守り、個別性のある心温かい支援を行います。

わたしたちは、地域社会とのつながりを大切にし、福祉向上のために貢献します。

1 法人経営の原則の遵守

社会福祉法人しらさぎ福祉会は、法人定款第3条の規程に則り、社会福祉事業の主たる担い手として相応しい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図ると共に、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めます。

2 理事会・評議員会の開催

1) 理事会の開催

法人定款の定めるところにより、令和6年6月、9月、12月、令和7年3月を開催予定とし、理事長及び業務執行理事が、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を報告します。但し、必要がある場合は、その都度、開催します。

2) 評議員会の開催

法人定款の定めるところにより、定時評議員会のある令和6年6月を開催予定とします。但し、必要がある場合は、その都度、開催します。

3) 監事会の開催

当法人及び各事業所の適正な業務執行・会計処理について監査の執行（令和6年5月、11月に予定）を求めます。また、法人定款の定めるところにより、理事会のある令和6年6月、9月、12月、令和7年3月を予定として出席を求め、必要がある場合は、その都度の出席及び理事会への監査報告を求めます。

4) 評議員選任・解任委員会の開催

法人定款の定めるところにより、理事会から提案があがったときには評議員の選任及び解任の決議を目的とした委員会を開催致します。

3 事業運営

- ① 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営
地域密着型特別養護老人ホームの経営
- ② 第二種社会福祉事業 老人短期入所事業の経営
老人デイサービス事業の経営
- ③ 公益事業 居宅介護支援事業の経営

4 本年度の重点施策

1) サービス品質

- ① 「アットホーム」でありつつ、基本理念である「誠心誠意」「心温かく丁寧」「地域貢献」等のイメージを施設カラーとして地域に発信します。
- ② 外部評価の受審結果を活かし、更なるサービスの質向上を実現し、人・場所・サービスのブランディングを展開します。
- ③ 就業規則等を現状に沿った形で見直す作業を進め、整合性を図ります。
- ④ リスク管理を強化するため、安全管理と職場規律への意識を醸成し続けます。
- ⑤ SDGs を意識した取組を通じ、「人」と「環境」を大切に、職員間の相互理解と相互協力の意識を高め、連携を行います。

2) 人材確保と人事管理の適正化への対応

- ① 一人ひとりが事業運営を我が事として考え行動する意識を醸成します。
- ② 多様な人材がいきいきと活躍し、長く安心して働き続けることができる職場環境を維持し、職場の魅力として発信します。
- ③ 後継者育成を視野に、個別教育計画に基づく研修・教育・役割づくりに取り組み、経営的視点、所属意識などを育みます。
- ④ ワーク・ライフ・バランスを大切に、職員が将来性と働きがいを感じ、安心して働き続ける事ができる職場環境をつくり続けます。
- ⑤ 人材不足への対応として、業務や配置の最適化、ICT や IOT などの有効活用を進めます。
- ⑥ ホームページの利便性と情報発信力を高めます。

3) 財務基盤の強化

- ① 介護保険事業収入について、全事業の稼働率を上げ、財源を確保します。
- ② 月次決算を踏まえつつ、予算と計画に基づいた健全な資金運用を徹底します。
- ③ 非常時のダメージを弾力化するため、合理的な対策と物品管理を行います。

- ④ 顧客数拡大のため、各事業がブランド力を高めます。
 - ⑤ 財源確保実現のため、浪費を抑え、年間積立金を堅実に確保します。
- 4) 地域との連携強化
- ① 地域福祉向上のため、地域ニーズの把握に取り組み、地域や他職種他機関との有機的な連携を強めます。
 - ② 地域における公益事業の意義と貢献度を高めます。
 - ③ 地元小中学校等において福祉教育と介護のイメージアップ活動を行います。
 - ④ 学生実習やインターンシップ、体験実習、地域交流やボランティアを募ります。
- 5) 設備備品管理
- ① 特殊建築物等の定期調査に基づく姫路市の審査結果を受け、老朽化部分の修繕を行います。
 - ② 施設・事業所のアクセスと利便性の向上を図るため、看板及び駐車場の整備を行います。
 - ③ 安全管理体制の強化に向けた取り組みを進めます。
 - ④ 安全快適な送迎サービス実現のため、老朽化した車両を計画的に更新します。
 - ⑤ 業務効率化を果たすため、ICT、IOTを導入、有効活用します。
- 6) 災害対策・感染症対策の強化
- ① 災害への対応力を高めるため、地域ぐるみで防災訓練や学習に取り組みます。
 - ② 災害訓練及び感染対策訓練として、対応力向上のためのシミュレーション（訓練）を年2回ずつ実施し、備蓄管理を充実させます。
 - ③ 多様な教育・訓練ツール等を利用した災害教育を行い、非常災害に対する職員の危機管理意識と対応力を高めます。
 - ④ 災害時に備えて地域や消防機関との連携、BCPの実用性向上を図ります。
 - ⑤ 福祉避難所の役割や運営方法等の周知を図ります。
 - ⑥ 緊急時連絡体制を整えます。
 - ⑦ 非常時に備えて外部との協定を含む連携体制強化にも取り組みます。

令和6年度

事業計画書

特別養護老人ホームしらさぎの里

〈基本理念〉

『誠心誠意をつくし その人らしさを尊重し 貢献心を強くもつ』

〈基本方針〉

- ① 入居者の尊厳を守り、個別性を重視し、サービスの向上に努めます。
- ② 入居者・家族との信頼関係を大切にし、関係の構築に努めます。
- ③ 地域とのつながりを大切にします。
- ④ 事業を支えられる人材の育成を行います。
- ⑤ 施設運営の安定と経費の適切な管理を行います。

〈重点項目〉

- ① 根拠に基づいた介護の実践
- ② 入居者の尊厳を守る基本的介護の実施
- ③ サービスの質の向上
- ④ 地域支援と連携の強化
- ⑤ 施設運営の安定と経費の適切な管理
- ⑥ 危機管理体制
- ⑦ 令和6年度介護報酬改定に伴う事業展開について

1 根拠に基づいた介護の実践

水分・食事・歩行と排泄の連動が身体に及ぼす影響を学び、認知症の改善・身体機能の向上に繋がります。また、医師、歯科医師、精神科医師との連携を細かく行う事により、専門的なケアと体制を充実させます。

- 1) 根拠に基づいた介護の実践

2 入居者の尊厳を守る基本的介護の実施

入居者に安心して自分らしく生活が送れるように、環境面（生活空間と身体）の清潔保持と高齢者虐待及び身体拘束に関する考え方を理解し、防止策・対応策を職員自ら考える力を養えるように努めます。

- 1) 褥瘡ゼロ、拘束ゼロ、胃瘻ゼロ、骨折ゼロに向けて取り組みます。
- 2) 整理・整頓・清掃・清潔により、入居者の快適な生活づくりに努めます。
- 3) 人権擁護・虐待防止の観点から、身体拘束、高齢者虐待、認知症の方への基本的な対応方法など、介護職としての資質向上を図ります。
- 4) 各委員会（食事・入浴・排泄・身体拘束・感染対策・褥瘡対策・行事）の活動を活性

化し、生活の質の向上に努めます。

5) 職員の資質向上とメンタルケアについて

- ① 外部研修会（オンライン）と施設内研修会により、職員の知識、資質の向上に努めます。
- ② 喀痰吸引・胃瘻の介助に関する研修、看護師による個別指導を行います。
- ③ 専門職として必要な資格取得に対するサポート体制を実施し、資格取得に対する意識・意欲の向上を図ります。無資格の介護職員には認知症介護基礎研修（外部研修）を受講させます。（3年以内）
- ④ 3年目以降の職員が、施設内研修を行い 各項目における知識の向上を図ります。
- ⑤ その他、必要に応じて内部研修・外部研修・外部講師の研修を実施します。
- ⑥ 中途職員研修を随時実施し、業務遂行上の対人援助の意義とあり方、社会人としての基礎を学び、やりがいを創造します。
- ⑦ 対人援助職であることから、ストレスによるバーンアウト（燃え尽き症候群）が起きないように悩み事など相談しやすい環境づくり（メンタルケア）を図ります。

3 サービスの質の向上

1) ケアマネジメントの充実

- ① LIFE(科学的介護)を活用した科学的根拠に基づいた介護（水分摂取、歩行と排泄、食事の常食化）に向けたアセスメントと適切な評価による見直しを行います。（3ヶ月に1回データーを提出）
- ② 関係部署（介護職員、機能訓練指導員、医務室、栄養室）より情報収集し、入居者の細かな心身状態の把握及び情報の共有に努めます。実施状況やサービスの内容確認（モニタリング）や変更などがある場合は速やかに施設サービス計画書の見直しを随時行います。（PDCAプロセス）
- ③ 感染状況を鑑みながら施設行事を充実させ、生きがいや目標作りに繋がるように支援します。

4 地域支援と連携の強化

- 1) 地域サポート施設として地域見守り事業（中学校区）を実施するにあたり、地域包括支援センター、自治会、民生委員、居宅介護支援事業所と密に連携します。
- 2) 地域行事等（各地域の触しれ合い喫茶、老人クラブ会合等、勉強会）、地域活動を通じて交流を図ります。

5 施設運営の安定と経費の適切な管理

1) 健康サポート（状態把握・対応）について

- ① 看護部門を中心として入居者の体調変化を早期に把握し、医師の指示を仰ぎます。
- ② 各フロア単位で、体調変化に関する対応の見直し 対策を講じます。
- ③ 入院されている方の常態把握を随時行い、特養空床の有効活用に努めます。

2) マンパワー不足の解消について

① 見守りロボットの積極的な導入を行います。

3) 経費削減について

① 光熱費の毎月の推移を考察し経費節減に努めます。

② 介護用具を丁寧に、清潔に取り扱い傷みが極力少なくなるように努めます。

6 危機管理体制

1) 介護事故及び感染症防止に関わる安全性の確立について

① ヒヤリハットを活用し、重大な事故の予防、事故の再発予防に努めます。

② 事故検討委員会を年2回以上実施します。

③ 緊急時には、緊急時対応マニュアルに沿った対応を行います。

④ 感染症対策委員会を中心に訓練（シミュレーション）の実施を行います。

⑤ 褥瘡対策委員会を中心に褥瘡発生防止につながる適切な介護を行います。

2) 苦情に対するスムーズな対応

入居者・家族・地域からの苦情・相談に対しては、苦情対応マニュアルに基づき、迅速な対応・改善に努め、各職員に内容を徹底していきます。

① 入居者・家族への細かなコミュニケーションや近況報告を適切に行います。

② 2ヶ月に一度、第三者委員による苦情解決委員会を実施します。

3) 防災対策について

① 災害時には姫路市と連携し、福祉避難所として要請があれば要援護者を受入れます。

② 消防・消防計画を見直し、職員個々にも防災についての危機意識を育みます。

③ 防災計画に基づき、地域と連携した避難訓練を実施します。

④ 防災計画に基づき、救急法実践訓練を実施します。

⑤ 非常食の備蓄を行います。

6 令和6年度介護報酬改定に伴う事業展開について

① 高齢者虐待防止の推進

・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。

・職員に対して、虐待防止のための研修を定期的に行います。

・適切に実施するために担当者を設置します。(管理者)

② 身体拘束等の適正化の推進

・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。

・職員に対して、身体拘束防止のための研修を定期的に行います。

③ 口腔衛生管理の強化

・歯科専門職と看護師、介護職員が連携をとり入居者の口腔内の衛生管理、評価を行います。

令和6年度

事業計画書

しらさぎの里 ショートステイ事業所

〈基本方針〉

- ① 地域のニーズに合わせ、在宅生活をサポートできる施設の構築に努めます。
- ② ご利用者、ご家族が安心して利用できるサービスを目指します。
- ③ ご利用者の“生きがい作り”“楽しみづくり”の支援を行います。

〈重点項目〉

- ① ケアプランに沿ったサービス提供
- ② 在宅生活継続に向けてのケアの構築
- ③ ご利用者、ご家族との信頼関係の確立
- ④ 感染対策の確立（新型コロナウイルス対策）
- ⑤ 居宅介護支援事業所との連携強化
- ⑥ 令和6年度介護報酬改定に伴う事業展開について

1 ケアプランに沿ったサービス提供

- 1) 居宅介護支援事業所のケアプラン、ニーズに沿った適切な支援を行います。

2 在宅生活継続に向けてのケアの構築

- 1) 在宅生活を念頭におき、利用者の現有機能を活かした援助を行います。
- 2) クラブ活動・機能訓練・日常的な役割を通じ、心身機能の維持・向上とご家族の介護負担の軽減を図ります。

3 ご利用者、ご家族との信頼関係の確立

- 1) サービス利用に際して重要事項を十分に説明し、納得して利用頂くよう努めます。
- 2) 利用中の様子を“すこやかメモ”に記載して生活状況をお知らせします。
- 3) 体調不良時には、速やかにご家族に連絡し、状況の説明を行います。
- 4) 入院による状態変化や利用が久しい方は、再度事前面談を行います。
- 5) 感染状況を鑑みた生きがい作り、楽しみづくりについて
 - ① 個室を利用し過ごしやすい環境で個別的ケア・グループケアの充実を図ります。
 - ② ご利用者の1人ひとりの趣味・特技を活かした個別ケアを行います。
 - ③ 利用中に他のご利用者との関係性を保てるよう支援します。
 - ④ 余暇活動・年間行事に合わせて参加を促進し、“生きがい”“楽しみ”に繋がります。

6) 食事について

- ① ご利用者の日常生活の質の向上
 - i 利用者個々の嗜好を考慮した献立作成を行います。
 - ii ゆったりとなじみの方と食事ができる環境作りに努めます。
 - iii 嘱託医又はかかりつけ医の指示に基づき、疾病に対する療養食を提供します。

- ② 美味しい食事の提供
 - i 適時・適温の食事を提供します。
 - ii 利用者個々の体調に合わせた食事形態には、柔軟に対応します。
 - iii 新規利用の方には安心や満足感が得られ、次回の利用につながるよう努めます。

4 感染症対策の確立（感染症対策）

1) 受入れ態勢

- ① 自宅でのご利用者の体温確認及び、ご家族も含めた近日中の行動（感染が疑われる地域・場所への移動等）の確認を利用毎に行います。
- ② 入所時、玄関にてバイタルサインの確認を行い、感染症が疑われる場合は速やかにご家族と連携を取り、受診していただきます。
- ③ 感染症が流行している場合は、自宅待機を経たからの再利用も考慮します。

2) 感染症発生時

- ① 施設内で感染症が発生（利用者自身が発症）した場合は、嘱託医、関係機関（保健所等）に報告し、指示に従います。

5 短期入所事業の安定と居宅介護支援事業所との連携強化

- 1) 医療的ニーズが増加する中、居宅介護支援事業所・主治医との連携を密にします。また、医療度の高い方も可能な限り受け入れできる体制を整えます。
- 2) 受け入れ規約を遵守し、本入所者の入院時空きベッドを最大限利用して、ニーズに応じた柔軟な受け入れ態勢を確保します。
- 3) 各居宅介護支援事業所にショートステイの空き状況をお知らせし、急なサービス利用にも対応できるように円滑な受け入れ態勢を維持します。
- 4) 居宅介護支援事業所に利用状況をお知らせし、利用者の状態を共有します。
- 5) 入所待機者に対し、ショートステイの利用の啓発に努めます。

6 令和6年度介護報酬改定に伴う事業展開について

① 高齢者虐待防止の推進

- ・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
- ・職員に対して、虐待防止のための研修を定期的に行います。
- ・適切に実施するために担当者を設置します。（管理者）

② 身体拘束等の適正化の推進

- ・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
- ・職員に対して、身体拘束防止のための研修を定期的に行います。

令和6年度

事業計画書

地域密着型特別養護老人ホームしらさぎの里

〈基本方針〉

- ① 入居者の尊厳を守り、個別性を重視し、サービスの向上に努めます。
- ② 在宅復帰を念頭におき、日常生活の自立支援に努めます。
- ③ 入居者・ご家族・地域との関係の構築に努めます。
- ④ 施設運営の安定と経費の適切な管理を行います。

〈重点項目〉

- ① 根拠に基づいた介護の実践
- ② 入居者の尊厳を守る基本的介護の実践とサービスの質の向上
- ③ 施設運営の安定と経費の適切な管理
- ④ 入居者・ご家族・地域との関係の強化
- ⑤ 危機管理体制
- ⑥ 令和6年度介護報酬改定に伴う事業展開について

1 根拠に基づいた介護の実践

1) 根拠に基づいた介護の実践（在宅復帰を念頭に置き）

- ① 各入居者（体重）における水分不足から陥る意識障害の改善、予防を行います。
- ② 医師・歯科医師・歯科衛生士と連携し、個々に応じた口腔ケアを検討・実施し、食事の常食化（普通食）や経口摂取の継続に努めます。
- ③ 医師・各部門と連携し、可能な限り自然な排泄、認知症改善・生活自立に努めます。
- ④ LIFE(科学的介護)を活用した科学的根拠に基づく計画作成とPDCAサイクルを推進したケアの質向上を図ります。（3ヶ月に1回データーを提出）

2) 職員の資質向上とメンタルケア

- ① 外部研修（オンライン）と内部研修により、職員の知識、資質の向上に努めます。
- ② 喀痰吸引・胃瘻の介助に関する施設内研修を年1回以上実施します。
- ③ 専門職として必要な資格取得に対するサポート体制を継続します。
- ④ ストレスによるバーンアウト（燃え尽き症候群）が起きないように心身の健康管理に努め、悩み事など相談しやすい環境づくり（メンタルケア）、「ストレスチェック」を行います。

2 入居者の尊厳を守る基本的介護の実施とサービスの質の向上

- 1) ユニット単体の委員会の充実と特養共同の委員会により、サービスのさらなる洗練化を図ります。

- ① 「食事」「排泄」「入浴」委員会と「行事・広報」「身体拘束廃止」「感染症対策」「褥瘡対策」「喀痰吸引等にかかる安全」の会議を定期的で開催し、褥瘡ゼロ、拘束ゼロ、胃瘻ゼロ、骨折ゼロに向けたケアの見直しを随時行います。
 - ② 整理・整頓・清掃・清潔により、入居者の快適な生活づくりに努め、ご本人・ご家族から入居前の住環境について聞き取り、できる限り入居前の環境に近づけます。
 - ③ 入居者・ご家族の意向、専門職の観点から話し合い、施設サービス計画を作成し、ケアの提供を行います。
 - ④ 入居者及びご家族の思いに添った終末期ケアに努めます。看取りケア開始前後のカンファレンス、看取りケア終了時に振り返り、看取りケアの質向上に努めます。
 - ⑤ 特養共同の施設行事に参加頂き、生きがい、目標作りに繋がるように支援します。
- 2) 高齢者虐待の防止・認知症予防を目指し、認知症ケアシートに基づく認知症ケアを行います。また、職員に対して身体拘束・高齢者虐待に関する意識付けを行います。
- ① 認知症高齢者のケアに対する理念の共有化と身体拘束・高齢者虐待に関する意識付けを行い、人格やプライバシーに配慮した応対ができるよう周知していきます。
 - ② 認知症ケアに対する知識と技能、および倫理観を醸成するため研修を行います。
- 3) 入居者個々に合った食事提供・栄養ケア計画の作成と実施
- ① ユニット内で盛り付けを行うことでよりアットホームな食事環境を作り入居者の食事に対する意欲を高め、個別対応の食事提供に努めます。
 - ② 嘱託医の指示に基づき、疾病に対する療養食を提供します。
 - ③ 入居者個々の咀嚼嚥下状態に応じた形態での食事提供を柔軟に対応します。
 - ④ 低栄養や褥瘡リスクの高いまたは褥瘡が発生している入居者に対し、看護師と連携して速やかな栄養改善計画と適切な栄養管理を行います。
 - ⑤ 季節食材を取入れたお楽しみメニューや行事食の実施、季節の催しを実施します。
- 4) ご家族にアンケート調査を行い、実施状況・調査結果を基に改善・実施につなげます。
- 5) 運営推進会議を偶数月に開催し、地域包括支援センター、地域の自治会・老人クラブ・民生委員の代表に参加いただき、その意見を反映し、より良い施設の運営に努めます。
- 6) 広域型特養と共同の施設内研修・外部研修へ積極的に参加します。
- 7) 利用者の24時間シート（アセスメントシート）を活用し、月1回のフロア会議により内容の検証と共有を行います。

3 施設運営の安定と経費の適切な管理

- 1) 健康サポート（状態把握・対応）について
- ① 嘱託医・各部門間での連携を密にとり個々の状況に応じた対応を図ります。
 - ② フロア稼働率を把握し、体調変化に関する対応の見直しと対策を講じます。
 - ③ 入院されている方の常態把握を随時行い、空床の有効活用に努めます。
- 2) 経費削減について
- ① 光熱費の推移を共有し、経費節減に努めます。

② 介護用具を丁寧に、清潔に取り扱い傷みが極力少なくなるように努めます。

4 ご家族・地域との関係の強化について

1) 入居者・ご家族・職員が三位一体となった関係を構築し、明るく家庭的な環境をつくり、ご家庭との結び付きを重視した生活を提供します。

① 適時ご家族への状況報告、連絡を行います。

② 写真・書面での近況報告は毎月1回行います。電話等での家族への近況報告は毎月1回以上を行い、生活の様子をお伝えし、より良い関係を構築します。

2) 地域との関係の強化について

① 施設行事には地域ボランティアの受け入れを行います。

② 地域との交流を図り、地域貢献にも繋げ、より良い関係の構築を図ります。

5 危機管理体制の再構築について

1) 介護事故及び感染症防止に関わる安全性の確立について

① ヒヤリハットを活用し、重大な事故の予防や再発予防に繋がります。

② 事故対策委員会を年2回実施し、危険個所については、速やかに改善します。

③ リスクマネジメントシートを活用し、情報・対応・対策の共有を図ります。

④ 緊急時には、緊急時対応マニュアルに沿った対応を行います。

⑤ 感染症対策委員会を中心に感染症マニュアルの適正化、訓練（シミュレーション）を実施します。

⑥ 褥瘡対策委員会を中心に褥瘡が発生しにくい適切な介護を行います。

2) 苦情に対するスムーズな対応

苦情対応マニュアルに基づき、迅速な対応・改善に努め、職員に周知徹底します。

3) 防災対策について

① 災害時には姫路市と連携し、福祉避難所として要援護者の受け入れを行います。

② 消防・防災計画の見直しを行い、職員個々にも防災の危機意識を周知します。

② 防災計画に基づき、消防・防災避難訓練・救急法実践訓練を実施します。

③ 非常食の備蓄を行います。

6 令和6年度介護報酬改定に伴う事業展開について

① 高齢者虐待防止の推進

・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。

・職員に対して、虐待防止のための研修を定期的に行います。

・適切に実施するために担当者を設置します。（管理者）

② 身体拘束等の適正化の推進

・定期的に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。

・職員に対して、身体拘束防止のための研修を定期的に行います。

③ 口腔衛生管理の強化

・歯科専門職と看護師、介護職員が連携し、口内の衛生管理、評価を行います。

令和6年度

事業計画書

デイサービスセンターしらさぎ

〈基本理念〉

『誠心誠意をつくし その人らしさを尊重し 貢献心を強くもつ』

〈基本方針〉

- ① ご利用者の尊厳と安全を守り、自立支援の推進に努めます。
- ② ご利用者の生活意欲の向上を目指したサービス提供、及び質の向上に努めます。
- ③ 地域とのつながりを大切にします。
- ④ 事業を支えられる人材の育成、体制確保を行います。
- ⑤ 事業運営の安定と経費の適切な管理を行います。

〈重点項目〉

- ① 現有機能を活かした在宅生活の継続
- ② 個々の利用者に応じたサービス提供とサービスの質向上
- ③ 居宅介護支援事業所・ご家族及び地域との連携
- ④ 人材育成（教育体制の確立）と人員体制の確保
- ⑤ 健康管理と感染症対策
- ⑥ 事業運営の安定と経費の適切な管理

1. 令和6年度介護報酬改定に伴う事業展開について

1) 高齢者虐待防止の推進

- ・ 定期定期に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
- ・ 職員に対して、虐待防止のための研修を定期的に行います。
- ・ 適切に実施するために担当者を設置します。（管理者）

2) 身体拘束等の適正化の推進

- ・ 定期定期に委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
- ・ 職員に対して、虐待防止のための研修を定期的に行います。

2. 現有機能を活かした在宅生活の継続

- 1) ご家族と共にご利用者の状態を共有し、現有機能を活用した役割を持ち続け、社会参加活動や地域住民との交流機会を持ち、在宅生活を継続できるように支援します。
- 2) 機能訓練やレクリエーション、他者との交流を通じて心身機能・生活意欲の向上を図り、重度化が予防できるよう支援します。

- 3) 機能訓練による身体機能の維持向上を図り、転倒予防や出来ることを増やし、行動範囲を広げ、意欲を持って生活を送れるように支援します。
- 4) ご利用者の健康状態を確認し必要に応じて助言を行い、安心した日常生活を送ることができるよう支援します。
- 5) 身体機能や認知機能の低下を予防するため、取組み内容を日常サービスに盛り込み、定期的に体力測定や認知症テストにより数値化し、励みになるように支援します。
- 6) デイルーム内の環境を再構築し、簡単な家事動作やプログラムの選択等、利用者自身が主体的に選択でき、自己決定や自己実現につながるケアを行います。

3. 個々の利用者に応じたサービス提供とサービスの質向上

- 1) LIFE(科学的介護)を活用した科学的根拠に基づく計画作成と PDCA サイクルを推進したケアの質向上を図ります。(3ヶ月に1回データを提出)
- 2) 上肢に比べ下肢を動かす機会が少ないため、足の浮腫み予防や血流改善、筋力維持・向上を目的とし、体操や歩行訓練、足踏みなどをプログラムとして取り入れます。
- 3) 多様なプログラム(クラブ活動や製作以外)を考案し、個々の目的を重視でき、生きがいと楽しみを持つことができ充実感のある活動環境を作ります。
- 4) 職員のストレスチェックを実施することで、メンタルヘルス不調を未然に防ぎます。
- 5) マニュアルを随時見直し、危険予知・安全意識に基づき快適なサービスを提供します。
- 6) 感染症や自然災害(BCP)への対応として、研修の実施、訓練(シミュレーション)を行い、有事の際に即対応し利用者の安全確保と事業継続化に備えます。
- 7) ご家族との間で利用中と在宅での情報を共有するため連絡帳を活用し、きめ細かい対応により信頼関係を築きます。また、様態変化に期発見・早期対応し、重度化防止につなげます。
- 8) 嚥下状態や嗜好調査をもとに、安全で楽しく食事ができるよう環境も含め支援します。

4. 居宅介護支援事業所・ご家族及び地域との連携

- 1) 担当ケアマネジャーやご家族と情報を共有し、必要に応じて提案や助言を行い、在宅での生活を継続できる環境を整えていけるように支援します。
- 2) 居宅介護支援事業所やご家族、地域に向けて施設での取り組みやサービスの内容を訪問、広報誌または会合等で伝え続け、一人でも多く在宅生活が継続できる手助けとなるよう努め、デイサービスの認知度を向上します。

5. 人材育成(教育体制の確立)と人員体制の確保

- 1) ご利用者の支援に関わること、福祉施設や職員としての役割などに関する施設内研修を行います。また、外部研修(WEB)へ主に常勤職員を参加させ、技術・知識の向上を図ります。
- 2) 各職員が目標をもって日々の業務に従事する仕組みを継続するため、定期的に面談を実施し、取り組み内容の進捗を共有します。
- 3) 医療・福祉関係の資格を有さない職員には認知症介護基礎研修の受講機会を与え、認

知症対応力の向上を目指すとともに、資格取得のための優遇措置を行います。

- 4) 利用者の人権擁護と虐待防止を推進し、職場環境づくりと人材育成を行います。
- 5) 福祉に携わる者としての基礎知識や社会人としてのマナーをわきまえた人材を育成します。
- 6) ハラスメント対策を強化するために勉強会を開き、誰もが働きやすい環境を確保します。
- 7) 幅広い多様な人材による人員の確保を実現し、その力を特色作りに活かします。
- 8) 新入・中途職員への研修体制（カリキュラム）を確立し、定着できるような指導を行います。

その他にも、必要時に研修を行い、得られた知識や技術により専門性を高め、サービス提供に生かします。また、研修で学んだことを全職員で共有し、サービスの質向上につなげます。

※火災避難訓練は6月、10月に実施。

※感染症シミュレーション、災害対策シミュレーション（各年2回実施）法人内合同実施

6. 健康管理と感染症対策

- 1) お迎え時に検温を実施し異常があれば利用を控え受診を勧めます。来所時は、うがいと手洗い、手指消毒の徹底により細菌の持ち込みを防止します。
- 2) 職員には、検温（出勤前・出勤時・昼食後）・手洗い・うがいを徹底し、体調不良者の早期発見に努め、感染症などの蔓延予防につなげます。
- 3) 感染症予防の為、消毒・換気・検温・マスクの着用・パーティションを用いた飛沫防止（昼食時・喫茶時）を徹底し、指針の整備、研修の実施、シミュレーション（訓練）を行います。
- 4) 既往歴を把握し、体調変化の早期発見に努めます。ご家族にもご利用者の健康状態の確認をお願いし、健康チェック表の活用を呼びかけます。
- 5) ご利用中の様子やご自宅でも注意して頂きたい点などを連絡帳に記載し、ご家族と共にご利用者の健康管理を行います。
- 6) わずかな変化を見逃さず、普段と比較し変化があれば、バイタルサインの再測定や経過観察を行い、必要な処置を行います。医療の必要性があれば、ご家族に説明し、早期受診をお勧めします。
- 7) ご利用者の状態に合わせた体操など、できる限り身体を動かす機会を作り、身体の一部に効果があるかなどの説明を加え、健康の維持増進を図ります。

7. 事業運営の安定と経費の適切な管理

- 1) 介護保険制度の動向を常に確認し、算定可能な加算を増やせる体制づくりに努めます。
- 2) 常にコスト意識を持ち、備品は丁寧に取扱い、消耗・摩耗を軽減する工夫をし、光熱費や修繕費などの経費削減を徹底します。
- 3) 常に業務改善を行い、効率化を図ります。（ICTの活用促進）

- 4) 福祉関連資格取得を推進し、職員の知識・対応力を高め、中重度者や認知症高齢者を積極的に受け入れます。
- 5) 利用時間を柔軟に設定し、多様な生活スタイルのご利用者の受け入れを実現します。
- 6) 事業所の取り組み内容をホームページへ随時更新します。居宅介護支援事業所へは空き情報やデイサービスの魅力(活動報告)を細目に発信し、新規利用者につなげます。
- 7) ご利用者・ご家族の希望を汲み取り、丁寧で柔軟な利便性の高いサービスを提供し、ご利用者の受け入れを促進します。お休みされた方には代替日を提案します。
- 8) 利用休止が続いている方や入院された方については、ケアマネジャーやご家族から情報収集、電話連絡や訪問による現状把握と調整に努め、円滑な利用再開につなげます。
- 9) 地域の会合に出向き、介護予防や介護保険サービスの説明などを行い、新規利用者へのアプローチを行います。

令和6年度

事業計画書

居宅介護支援事業所
しらさぎ在宅介護支援センター

〈基本理念〉

「高齢者の自己決定権の尊重」「自分らしい生活の継続」及び「自立支援」の考えに基づき、地域とのつながりを大切にしながら安心して在宅生活が継続できるように支援します。

〈基本方針〉

- ① ご利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように支援を行います。
- ② ご利用者の心身の状況やその置かれた環境等に応じて、ご利用者自身の選択に基づき、適切な居宅サービスを、多様な事業所から、総合的且つ効果的に提供されるように支援を行います。
- ③ ご利用者の地域とのつながりを大切に、多様な職種・機関との連携を通じて、住み慣れた環境での暮らしを続けていけるように支援を行います。

〈重点項目〉

- ① サービス計画の作成について
- ② 経営基盤充実のための取り組みについて
- ③ 連携の強化について
- ④ 介護支援専門員としての資質の向上とメンタルケアについて
- ⑤ 地域との交流と連携について

1 サービス計画の作成について

1) 新規利用者への初期対応について

必ず訪問による事前面接（コロナ禍においてはオンラインも可）を行い、身体状況や日常生活などの情報収集を行った上で、適切なアセスメントを実施します。

2) 契約書、重要事項説明書の説明と同意について

支援内容や留意事項などの理解と同意が得られるように、ご利用者やご家族に分かりやすく、丁寧な説明を行います。

3) サービス担当者会議の開催について

ご利用者やご家族の意向や自己決定を尊重し、目標を共有するとともに、それぞれのサービス提供者の役割分担やサービス内容を明確にします。

4) 居宅サービス計画について

ご利用者のご家族の意向を具体化し、自立支援や重度化予防に向けたケアマネジメントにつなげます。常にご利用者やご家族、サービス事業所間で情報を共有し、サービス調整を行います。状態に変化があれば速やかに見直しを行います。

5) 公正中立なケアマネジメントについて

地域に分布する事業所等のサービス内容や利用料金などの情報収集に努め、ご利用者やご家族に対して複数事業所の提示し、自己選択によるサービス選択を求めます。

フォーマルサービスだけでは充足できない場合、インフォーマルサービスに関する情報も含め、幅広い選択肢を用意してサポートにあたります。

6) 苦情対応について

担当利用者やご家族、地域住民、サービス事業所等からの苦情が上がった場合には、苦情受付担当者（管理者）が窓口として受付けます。苦情内容は、内部で情報整理を行い、共有、検討したうえで事業所としての方針を決定し、速やかに対象者への対応を行います。

苦情としてあがった案件については、苦情対応マニュアルに従って第三者委員による苦情解決委員会に諮り、対応方法を再検討のうえ対処します。

7) 権利擁護業務について

① 認知症の進行が疑われる利用者に対して、日常生活支援事業や成年後見制度の必要性も視野に検討し、ご利用者やご家族様に情報提供すると共に、必要な社会資源の利用が円滑に行えるように調整機能も果たします。必要に応じて地域包括支援センター等とも連携を図ります。

② 高齢者虐待の防止に努め、その対応として、指針を整備し、定期的に研修及び検討委員会を開催します。

高齢者虐待対応における担当者は管理者とします。

③ 虐待の事実を発見時には、速やかに地域包括支援センター等に相談し、実態調査への協力など連携し、迅速に必要な対応を行います。

④ 身体拘束等の適正化を推進するため、指針を整備し、定期的に研修及び委員会を開催します。

8) 感染症対策や災害対策について

事業継続計画（BCP）に基づき、日頃より災害や感染拡大への対応力強化に努めます。主に、研修や訓練（シミュレーション）を年2回行い、法人内の事業所も連携を図ります。

また、備蓄を常時確保して備えます。BCPについては、年1回振り返り、必要に応じて見直しを行います。

2 経営基盤充実のための取り組みについて

1) 事業収益の向上について

通院時情報連携加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、ターミナルケアマネジメント加算等の算定要件をより多く満たすために、医療との連携を密に行い、根拠書類の作成により記録するなどして、事業収益向上に繋がります。

2) 事業所の知名度向上について

ケアマネジメント研修の企画運営に携わる他、外部研修にも積極的に参加し、情報収集やネットワークの構築を図るなどして、地域において事業所の知名度を高めます。

3) 稼働率向上への取り組みについて

病院や地域包括支援センター等を積極的に訪問するなどして連携を深め、紹介件数の増加を図れるようにします。

また家族等の協力を得ながら、体調管理や転倒予防を支援し、状態の変化が見受けられた場合は、早めに受診を促すことで入院の長期化や介護状態の悪化を防ぎ、在宅生活の維持につなげます。

4) 介護予防支援事業の受託要件緩和について

令和6年4月から、市町村から指定を受けて、居宅介護支援事業所も直接介護予防支援契約を結ぶことができるため、積極的にニーズを把握し対応します。

新規依頼時には、相談・対応を迅速に行い、信頼関係を築きます。希望に沿った介護保険サービスやインフォーマルサービスとのマッチングを円滑に図ることで、稼働率向上に努めます。

3 連携の強化について

1) 入退院時の対応について

入院時には、病院への情報提供や情報収集を速やかに行い、入院療養との連携を図ります。また、退院時には、退院前カンファレンスに積極的に参加し調整にあたるなど、円滑に在宅復帰ができるように支援します。

退院後の生活においては、主治医との連携を行い、適切なサービス提供と生活環境を整えるようにします。

2) 地域課題への対応と社会資源の開発について

地域包括支援センター等が開催する研修に参加して必要な制度等に関する情報を取得し、地域課題への対応や地域における社会資源の開発を提案するなど、居宅介護支援事業所の担う役割を意識した積極的な活動姿勢をアピールします。

3) 困難ケース等への対応について

困難ケースや独居高齢者、認知症高齢者に関する相談に対し、積極的に支援にあたり、地域包括支援センターをはじめ、併設する特別養護老人ホームしらさぎの里、デイサービスセンターしらさぎ、その他のサービス事業所や民生委員など、多職種多機関との連携・

協働により早期の問題解決につなげます。

4) 地域サポート施設としての公益的活動について

しらさぎの里が地域サポート施設として行う見守りサービス等と連携し、地域ニーズの把握とその分析、方策の検討を行い、地域の要望に素早く対応できる窓口としてその存在をアピールします。

4 介護支援専門員としての資質向上とメンタルケアについて

1) 特定事業所加算Ⅱ算定の実現とそれに伴うサービスの質向上について

- ① 特定事業所加算Ⅱの算定要件を維持するため、利用者情報やサービス提供上の留意事項などの伝達目的として会議を週1回開催します。また、24時間連絡体制を確保し、必要に応じて、相談対応を行います。
- ② 介護支援専門員の年間個人目標を設定し、個々の目標に応じた研修への参加機会を確保します。
- ③ 他法人の居宅介護支援事業所と合同で事例検討会を開催します。困難ケースへの対応方法に関する助言などの意見交換を行い、支援内容などを振り返り対応力向上を図ります。

2) 介護支援専門員の資質向上への取り組みについて

事業所内研修だけではなく外部研修にも積極的に参加し、介護支援専門員の知識や資質の向上を図ります。 ※「事業所内研修計画を参照」

3) 生産性向上に向けた取り組みについて

- ① 事業所間の連携や情報共有の手段として、ケアプランデータ連携システムの導入について、情報収集し検討を行います。
- ② 介護支援ソフトやICT、IoTなどを活用した業務効率化を検討します。
- ③ 生産性向上に向けた検討を目的とした委員会を月1回程度開催します。

4) メンタルヘルスマネジメントについて

- ① 介護支援専門員が、お互いに相談し、支え合う体制を整え、それぞれが担当ケースについて一人で悩み抱え込むことがないようにします。
- ② 各担当者が抱える課題については、事業所内全体で検討し問題解決を図る仕組みを築きます。方法としては、情報共有を徹底する他、困難事例の検討はその都度行い、事業所としての方針を立て、事業所として対応します。
- ③ 年1回の健康診断とストレスチェックを実施します。それぞれ、産業医による相談日を設定し、メンタルヘルス不調の低減を図り、セルフヘルプの取り組みを支援します。
- ④ ご利用者やご家族との対話におけるリスクを未然に回避するため、常に相手の考えや立場に寄り添って考え、言動や身だしなみなどがご利用者やご家族の感情に触れないように心配りをすることも対策の一つとします。また、その取り組みを通じてご利用者やご家族に、快く安心してご相談して頂ける環境を築きます。

<事業所内研修計画>

開催月	研修テーマ	
4月	法令順守について	福岡
5月	高齢者虐待防止・身体拘束防止について	富永
6月	ヤングケアラーへの支援について	松下
7月	権利擁護について	山田
8月	障害者、生活困窮者等、他制度に関する制度について	本條
9月	ICT活用で「新時代」ケアマネジメントについて	富永
10月	事業継続計画（BCP）について	松下
11月	感染症予防について	山田
12月	多職種連携について	本條
令和6年1月	接遇マナーについて	松下
2月	主治医との連携について	山田
3月	ハラスメントとメンタルヘルスについて	本條

5 地域との交流と連携について

1) 地域交流と情報発信による貢献活動について

- ① 感染予防に十分注意しながら、アットホーム林田しらさぎや地域の公民館など、地域住民が参加しやすい場所を利用して、地域交流と講習会の場を設けます。
- ② 法人内の事業所間で協力し、「しらさぎ地域交流講習会」として多様な専門職を講師とした講習を企画します。講習会のテーマは、「権利擁護」「医療」「福祉」など幅広く、地域住民の関心ある情報発信の機会とします。

2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて

- ① 地域のつながりや、支え合いの強化の為に、交流の場として、「しらさぎ地域交流講習会」を定期的に開催します。
- ② 講習会の開催を通じて、地域住民との信頼関係を構築し、地域に根ざした居宅介護支援事業所として存在意義を高めます。
- ③ 講習会の機会を利用した介護相談窓口を開き、地域住民にとって身近な介護相談窓口として利便性を高めます。
- ④ アウトリーチにより積極的に地域に出向き、地域関係者や住民との間で地域課題を共有し、地域で最も身近な介護相談窓口として地域ニーズの把握に努めます。